

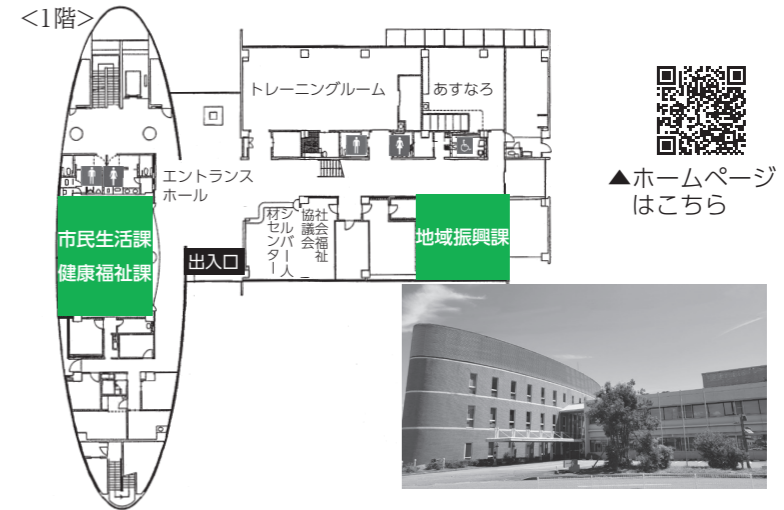
吉川支所

1月4日から新吉川支所で業務スタート

これまで吉川支所と吉川健康福祉センターに分かれていた支所機能が吉川健康福祉センターに集約し、1月4日(火)から業務を開始します。吉川支所で取り扱う業務に変更はありません。

また、これまで吉川支所として利用していたスペースは、4月から学習スペースや多世代交流スペースとして、市民の皆さんが気軽に利用できるような有効活用します。

問(市)吉川支所(吉川健康福祉センター)
 ☎72・0180
 ☎72・2210
 (電話番号は変わりません)



子育て 公立幼稚園で預かり保育を開始

1月から幼稚園に在園する園児を対象に、預かり保育を実施します。

▼要件 家族の疾病や介護などにより、緊急一時的に保育が必要な場合

▼利用日時 平日 教育終了時間～午後3時(長期休業日は除く)4月からは、午後4時までに延長予定

▼利用料金 200円/時間

▼対象幼稚園
 ・三樹幼稚園
 ・緑が丘東幼稚園
 ・自由が丘幼稚園
 ・広野幼稚園

▼申込方法
 各幼稚園で申し込んでください。

問(市)教育・保育課 指導係



意見募集

青山7丁目の用途地域などの意見を募集

社会経済情勢の変化や土地利用現況と動向に的確に対応するため、青山7丁目地区の東播都市計画用途地域変更と東播都市計画地区計画決定の原案を作成しましたので、意見を募集します。

なお、原案は次のとおり閲覧できます。

▼閲覧期間 1月4日(火)～18日(火)

▼閲覧場所 市役所2階都市政策課、市ホームページ

防災 土砂災害警戒区域などの指定案を公表

吉川・細川・口吉川・志染地区における土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域地すべり・イエロー区域)の指定に先立ち、指定案を閲覧できます。詳しくはホームページをご覧ください。

▼閲覧期間 1月12日(水)～26日(水)

▼閲覧場所 (県)加東土木事務所4階河川砂防課

市役所2階プロジェクト推進課



▼提出方法
 住所、氏名、電話番号、意見を明記し、持参または郵送してください。

▼提出締切日 1月18日(火)

問・提出(市)都市政策課 都市計画係



●個別説明会 指定案についての個別説明会を開催します。

日時	場所
1月16日(日) 午前9時30分～11時30分	細川町公民館
1月16日(日) 午後2時～4時	吉川町公民館

どちらも同じ内容です。都合のよい方にお越しください(受付順に説明します)。

問(県)加東土木事務所河川砂防課
 ☎0795・42・9399

パブリックコメントを募集

次の計画案について意見や提案を募集します。

名称	募集期間	問い合わせ先・担当
三木市公共施設等総合管理計画(令和3年度改訂版)(案)	1月5日(水)～2月4日(金)	(市)経営管理課 FAX 82-9755
三木市食育推進計画(第3次)(案)	1月5日(水)～2月7日(月)	(市)健康増進課(総合保健福祉センター内) FAX 86-0904
第4期三木市地域福祉計画(案)	1月12日(水)～2月14日(月)	(市)福祉課 FAX 82-9943
三木市文化振興計画・三木市スポーツ振興計画(案)	1月28日(金)まで	(市)文化・スポーツ課 FAX 83-3699
三木市幼保一体化計画の見直し(案)		(市)教育・保育課 FAX 89-2450

▼公表場所
 ・市役所 3階情報公開コーナー
 ・吉川支所 ・各市立公民館
 ・市ホームページ
 ・各担当課窓口



▼提出方法
 住所、氏名、電話番号、意見を明記し、次のいずれかの方法で提出してください。

- ・各担当課の窓口
- ・市民の声の箱(吉川支所、各市立公民館に設置)に投函
- ・郵送 ・FAX ・メール

(☐publiccomment@city.miki.lg.jp)

▲ホームページはこちら(募集期間のみ掲載)

税金

障害者控除対象者認定書の交付

要介護度が要介護3以上の65歳以上の方は、障害者手帳などが交付されていなくても、所得税や住民税の障害者控除などの対象となる場合があります。申請により認定書が交付されます。該当する方は相談してください。

▼申請に必要なもの
 対象者の介護保険証

▼注意
 ・すでに認定書が交付されている

方で、状況が変わらない方は再申請不要(引き続き利用できます)。税控除を受けるには、別に税申告の手続きが必要です。手続きは、税務署や(市)税務課へ問い合わせてください。

問・申請
 ・(市)福祉課 総務・高齢者福祉係
 ・(市)健康福祉課(吉川健康福祉センター内) ☎72・2210

就労支援 介護職員の継続した就労を支援

介護サービスを担う介護職員の資質向上と人材育成を図るため、介護福祉士資格の取得に要する費用の一部を助成します。

▼対象
 ①市内の介護保険関係事業所に勤務し、今後も同事業所で継続して(3年以上)働く意思がある
 ②過去に本事業の助成を受けていない
 ③国や県などによる類似の助成を受けていない
 ④市税などを滞納していない
 ⑤①③は助成後の調査により、返還を求める場合があります。

▼助成額 受験手数料(1月30日実施分)および実務者研修の受講料の合計額の2分の1に相当する額(1,000円未満切り捨て)とし、上限10万円

▼申請方法 各事業所で取りまとめ申請するか、市ホームページにある申請書に必要事項を明記し、添付書類を付けて、窓口を持参してください。

▼申請期間 2月1日(火)～28日(月)

問・申請(市)介護保険課 認定審査係

